

共助による地域づくりの国土計画上の位置づけ

	一全総～ 三全総	第四次全国総合開発計画 (四全総)	21世紀の国土のグランドデザイン (五全総)	国土形成計画 (全国計画)	第二次国土形成計画 (全国計画)
閣議決定		昭和62年6月30日	平成10年3月31日	平成20年7月4日	平成27年8月14日
背景		1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代(地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代	1 経済社会情勢の大転換(人口減少・高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達) 2 国民の価値観の変化・多様化 3 国土をめぐる状況(一極一軸型国土構造等)	1 国土を取り巻く時代の潮流と課題(急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化、巨大災害の切迫、インフラの老朽化等) 2 国民の価値観の変化(「田園回帰」の意識の高まり等) 3 国土空間の変化(低・未利用地、空き家の増加等)
目次		概ね平成12年 (2000年)	平成22年から27年 (2010-2015年)	平成20年から 概ね10年間	平成27年から 概ね10年間
基本		多極分散型国土の構築	多軸型国土構造形成の基礎づくり	多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築、美しく、暮らしやすい国土の形成	対流促進型国土の形成
共助による地域づくりの国土計画上の位置づけ	特になし	第VI章 計画の効果的推進 (1)多様な主体の参加による国土づくり	第1部 国土計画の基本的考え方 第3章 計画の実現に向けた取組 第1節 「参加と連携」による国土づくり 1 多様な主体間での役割分担 2 多様な主体の参加を推進するための方策 3 地域間の連携を推進するための方策	第1部 計画の基本的考え方 第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標 第5節 「新たな公」を基軸とする地域づくり 第2部 分野別施策の基本的方向 第8章 「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策 第1節 「新たな公」の担い手確保とその活動環境整備 第2節 多様な主体による国土基盤のマネジメント 第3節 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり	第1部 計画の基本的考え方 第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性 第3節 国土づくりを支える参画と連携 第2部 分野別施策の基本的方向 第9章 多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策 第1節 地域を支える担い手の育成と共助社会づくり 第2節 多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり

第四次全国総合開発計画（昭和62年6月30日閣議決定）（抜粋）

第VI章 計画の効果的推進

（1）多様な主体の参加による国土づくり

人々のニーズの高度化、多様化に対応した、多彩で個性的な国土づくりを進めるためには、地域住民の協力を得て、きめ細かな国土づくりを行うことが必要となっている。住民として誇りと愛着の持てる個性ある地域をつくるためには、その構想や計画の策定及びその実施の過程において、住民一人ひとりが積極的に国土づくりに参加することが求められる。

また、近年、民間団体の中には、国土づくりに関し高い意欲と能力を持ち、地域の特色を生かして多彩な活動を行うところが増えてきている。さらに民間企業の活力を活用した国土基盤整備の可能性も広がってきている。高いポテンシャルを持つこうした民間の各種団体、企業の活力を活用し、その企画力や実行力を生かして国土づくりを進めることが重要である。

この計画は、こうした状況を踏まえて、国、地方公共団体だけでなく地域住民や民間団体などの多様な主体の参加による国土づくりのための基本方向を示すものである。

国民に対しては、国土の総合的な開発の基本的意図と方向、国土の基盤整備事業の全体的位置付けと効果等を提示することにより、合意と連帯に基づく開発の推進の基盤となるものである。また、民間の諸活動に対しては、誘導的役割を果たすものであり、地方公共団体に対しては、それぞれの地域における主体的な開発整備が相互に整合性を保ち、有機的、効果的に計画され、実施されるための指針となるものである。

21世紀の国土のグランドデザイン（平成10年3月31日閣議決定）（抜粋）

第3章 計画の実現に向けた取組

第1節 「参加と連携」による国土づくり

各地域において個性的で魅力的な地域づくりを実現するためには、地域住民、ボランティア団体、民間企業等の多様な主体による地域づくりを全面的に展開していくことが求められる。このような多様な主体の参加は、従来の行政では十分に対応しきれなかった分野を補完するのみならず、多様な要請に対応するきめ細かいサービスの提供とその質の向上を可能とする。また、人口減少・高齢化や国境を越えた地域間競争の中で、国土管理を始め多様な国民の要請にこたえ、質の高い自立的な地域社会を形成していくためには、既存の行政単位の枠を越えた広域的な発想が重要であり、関連する地域の主体的な取組としての連携による施策の展開が求められる。このような地域連携は、新たな地域発展の機会を創出し、地域が提供するサービスの高度化と効率的な基盤整備を可能とし、また、地域に共通する広域的な課題の解決等に効果を発揮し得るものである。

この計画においては、「参加と連携」による国土づくり、地域づくりを推進することとする。

1 多様な主体間での役割分担

「参加と連携」により国土づくりを進めるに当たっては、公的主体と民間主体の間、そして公的主体内における国と地方の間の適切な役割分担が不可欠である。

公的主体と民間主体の役割分担については、公的主体は、国民の意見を広く求めつつ、国土づくり、地域づくりに関する計画を提示し、これに関する調整を行うこと、国土づくり、地域づくりに関する制度的な枠組みを整備すること等の役割を果たし、民間主体は、自らの創意工夫に基づき、国土づくり、地域づくりに参加することが原則である。国土基盤整備やサービスの提供については、国または地方公共団体は、民間主体に委ねた場合には質や量において国民生活上必要に足るだけの供給を期待できない国土基盤整備やサービスの提供を行い、民間でできるものは民間に委ねる。

次に、公的主体内における役割分担については、国は、国家的見地から「参加と連携」を支援するという基本的な考え方の下、基幹的な基盤の整備を進めるとともに、各地域の有する情報を集約し他の地域に提供するなど、広域的なサービス提供の観点から地域連携を支援することとし、都道府県、市町村は、地域的視点から地域づくりへの多様な主体の参加を支援、調整、活用するとともに、地域連携においては、主体的な役割を担う。

国土づくり、地域づくりを進めるに当たっての費用負担については、現在世代と将来世代が適切に負担を担うよう世代間の公平性に配慮しつつ、適正な受益者負担の考え方の下に、各施策ごとに公的主体と民間主体、国と地方の役割に応じた費用負担により行う。

2 多様な主体の参加を推進するための方策

国土づくり、地域づくりに当たって、多様な主体の責任ある参加を推進するための環境整備として以下の取組を行う。

(国民参加の基礎となる情報の公開)

国民が地域づくりに積極的に参加できる環境を整備するためには、国民が自らの選択と責任に基づいて行動するための基礎となる情報の公開が必要である。このため、国、地方を問わず、行政の持つ国土づくりに関する情報を広く開示、提供し、国民が容易に利用できる体制を整備する。また、国土基盤投資に係る事業採択の基準や基盤投資に関する費用対効果分析等の公開を進めることにより、国土基盤整備の推進に係る意思決定の客観性及び透明性の向上に努める。

さらに、二酸化炭素等の排出抑制等、国民が自ら率先して環境の保全に取り組むことが求められている現状を踏まえ、国及び地方公共団体は、個々の国民が環境保全にかかわる手法等に関する情報をより積極的に公開するとともに、広報の充実等、国民の理解を得るための方策を整える。

(民間主体の能力や資金の活用に向けた取組)

国土基盤整備や住民サービスの提供に関して、民間主体の資金や能力を適切に活用する観点から、行政改革の積極的な推進と併せて、民間主体の積極的な参加に向けた諸規制の緩和を推進する。また、民間のノウハウ、資金力を活用した事業の推進方式を検討する。

地域づくりの国民参加の主要な手法となり得るボランティアやNPOの活動については、その一層の推進を図るため、関係機関等と連携、協力して、ボランティア休暇制度の導入、ボランティア団体等NPOへの法人格の付与を含め、これらの活動の支援策を推進する。

(積極的な地方分権の推進)

地域住民の積極的な参加の下、地域が自らの選択と責任で地域づくりを行うためには、その基礎として、地域づくりに必要な事業を行うに足るだけの権限や財源を地方公共団体が有していることが不可欠である。このため、地方分権を積極的に進め、地域づくりや住民サービスに関する諸権限の地方への委譲、必要な地方一般財源の確保、補助金等の整理合理化、国の関与の整理縮小等を行うことにより、地方公共団体が主体となって基盤整備等を行うことができる環境の整備について検討し、順次その実現を図る。

(地域づくりにおける住民参加と合意形成のシステムの整備)

地域づくりへの住民の参加意識の高まりにこたえ、地方公共団体が中心となって、地域づくりにおける住民参加と合意形成のシステムを整えることが重要である。特に、地域づくりに係る土地利用や基盤整備については、国及び地方公共団体は、計画段階から住民意見を広く求める体制を整備する必要がある。その際、住民の責任ある参加が可能となるよう、基盤投資の効果、所要資金とその負担、環境への影響、地域の災害危険度等についての情報提供の仕組みの構築を図る。

3 地域間の連携を推進するための方策

地域連携を推進するに当たっては、その基礎として連携意識の醸成を進めるとともに、地域間の連携の主体の円滑な形成が図られることが重要であり、また、地域の取組を踏まえた国による支援策も必要である。このような観点から次のような取組を行う。

(連携意識の醸成と連携主体の形成)

地域連携の促進を図るためには、その基礎として、連携を行う地域の住民同士が交流し、互いの地域への理解や共感を深め、協力や連携を進めるという意識の醸成が重要である。従って、地方公共団体は、自ら積極的に他の地方公共団体と連携、協力する意識を持ち、住民意識の醸成を図るための交流事業の実施や、共同利用施設の整備等を行うなど、地域間の連携を着実に進めることが求められる。

多自然居住地域の創造、地域連携軸の展開等の地域連携によって推進されるプロジェクトにおいては、その主体の形成が重要である。このため、広域連合や一部事務組合等既存の広域行政制度を活用するとともに、地域間の連携の主体となる協議組織等について、その支援方を検討する。また、地域間の連携を効果的なものにするためにも、基礎的な地方公共団体である市町村の自主的合併を積極的に推進する。

(国による地域連携の支援策)

地域連携を実効あるものとするため、地方分権の積極的な推進と併せて、国は既存の行政区域を越えた多様な地域間の連携を支援、促進する。すなわち、各地において進められている地域連携軸構想、多自然居住地域の創造等を推進する観点から、これらの先導的な地域における連携施策の展開手法や事業内容等の体系化と普及を行うとともに、地域の取組を踏まえつつ、基幹的な基盤の整備や複数の地方公共団体が共同して作成する計画に基づき行う共同事業に対する支援を含め、国として講ずるべき支援策の早期の具体化を図る。この一環として、国は、地域間の連携や交流の基礎となる情報の提供や地方公共団体への助言を行う。さらに、国と地方公共団体の連絡や調整をより円滑に進める観点から、必要な方策について検討する。

国土形成計画（平成20年7月4日閣議決定）（抜粋）

第1部 計画の基本的考え方

第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標

第5節 「新たな公」を基軸とする地域づくり

ここでは、前述の第1節から第4節を通じた横断的視点として、地域づくりの新しい取組について記述する。

人口減少、高齢化を始めとする経済社会情勢の変化が進展し、公共交通、医療、福祉などの社会的サービスの継続が困難となり、あるいは、従来以上にきめ細かな対応が必要となるなど、地域づくりを進める上で、様々な課題が生じている。

一方、生活の質の高さを求める意識変化が進む中で、個人、NPO、企業等の民間主体の活動領域や活動形態も多様化、高度化し、それ自体が私的な利益にとどまらない公共的価値を創出するという状況が生まれている。

したがって、このような多様な民間主体を地域づくりの担い手にとらえ、それら相互が、あるいは、それらと行政とが有機的に連携する仕組みを構築することにより、地域の課題に的確に対応していくことの可能性が高まっている。

これらを踏まえ、多様な主体が協働し、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域にその活動を拡げ、地域住民の生活を支え、地域活力を維持する機能を果たしていくという、いわば「新たな公」と呼ぶべき考え方で地域づくりに取り組んでいく。現在、個人においても、企業等においても、社会への貢献を通じて満足度を高めていこうとする意識が高まっており、その潮流を活かしながら、新しい地域経営や地域課題解決のシステムを構築する。さらに、二地域居住を通じて異なる背景を持つ人々が交流するなど、多様な担い手を通じた開かれた地域づくりの実践や、独自の魅力を活かした地域の実現を目指す。

（1）「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム

かつて地域経営の重要な担い手であった地縁型のコミュニティは、都市においては生活様式の都市化等にもなまって衰退し、地縁型のコミュニティが担っていた機能について、行政への移行が進んできた。農山漁村等では現在も重要な役割を果たしているが、人口減少や高齢化等によりその活動が停滞しているものもみられる。

今後の地域のあり方を考える上では、自治会のほか、小学校区等を単位とするPTA、地域の商店主で構成する商店会等、住んでいる土地に基づく縁故を前提とした従来からの地縁型のコミュニティが再び必要とされており、これら地縁型のコミュニティに加え、特に都市において成長しているNPO、大学等の教育機関、地域内外の個人等多様な人々と、企業、それらに行政も含めた様々な主体が、目的を相互に共有して緩やかに連携しながら活動を継続することを促す。この際、この活動を、これまで行政が担っていた業務を単に民間委託するという行政事務の外部化にとどめるのではなく、行政事務の高度化、効率化を引き続き進める中で、住民生活や地域社会が直面している課題に対して、様々な主体が、地域固有の文化、自然等に触発されて芽生える地域への思いを共有しながら、当初の段階から、主体的、継続的に参加することを期待し、これにより、地域のニーズに応じた解決やきめ細かなサービスの供給等につなげる。このように、従来、

主として行政が担ってきた公に対して、担い手となる主体を拡充し、これら多様な主体の協働によって、サービス内容の充実を図る、いわば「新たな公」を基軸とする地域経営システムや地域課題の解決システムの構築を目指す。

「新たな公」による地域づくりは、例えば、高齢者福祉、子育て支援、防犯・防災対策、居住環境整備、環境保全、国土基盤のマネジメント、地域交通の確保など地域における広汎な課題に妥当するものであるが、その活動分野をこれまでの公及び私の領域の関係を下に整理すれば、

- ア. 従来の公の領域で行政が担ってきた活動分野を、民間主体が主体的に担うもの（例：自治会や企業が行う道路清掃等の管理）
 - イ. 行政も民間主体も担ってこなかった分野であるが、時代の変化の中で新たな需要が生じてきたことにより、対応が必要となってきたもの（例：地域住民が主体となって参画するコミュニティバスの運行や、公共交通のない地域でNPO法人等が行う自家用自動車を使用した運送サービス）
 - ウ. 従来の私の領域で民間主体が担う活動分野であるが、同時に、公共的価値を含むもの（例：空き店舗を活用した中心市街地の活性化）
- となる。

これらの活動の拡大は、その活動自身を通じた社会貢献による参加者の自己実現につながるとともに、暮らしの安全・安心の確保など地域における生活の質の向上や災害対応力の向上、環境問題への対応等にも資するものである。加えて、地域経済の活性化や、新たな雇用の創出、社会的サービスの多様化・充実、行財政への負担軽減の効果も期待できるなど、多面的な意義がある。

このような「新たな公」による地域づくりを進めるためには、その担い手の確保が不可欠であり、担い手を構成する最も基本的な単位である個人が、世代、性別、職業、国籍に関係なく、地域社会に対して積極的なかかわりを持つことが求められる。特に、これから10年程度の期間は、地域づくりの担い手として団塊の世代の参加が期待できる一方で、担い手となり得る主体の数の地域的な偏在及び今後の「新たな公」による地域づくりの持続的な展開のために必要な若年層の参加促進にも留意する必要がある。このため、行政だけでなく民間も含めた様々なレベルにおいて住民組織への参加に対する意識の醸成を図るなどにより、社会・経済システムの転換を促す。

さらに、行政は、自ら「新たな公」の担い手となるだけでなく、多様な民間主体が参加する「新たな公」による地域づくりが円滑に機能するための基盤整備を進める。これらの取組を進めることによって、多数かつ多様な主体が「新たな公」の担い手として参加し、この参加によって生活の満足度向上を実感する人々が増加したり、受け手のニーズにあったきめ細かなサービスが提供されるなど、「新たな公」による豊かな社会の実現が期待できる。

（2）多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

地方分権などの進展による地域の自主性及び自立性の高まりや、経済的側面以外の領域を重視する価値観の変化などを背景にして地域の価値・魅力が再発見される可能性が拡大しているが、一方で、人口減少、高齢化が進展し、産業構造も変化する中で、地域活力が衰退し、それが一層の衰退につながるという悪循環に陥るおそれがある。各地域は、自助努力を怠れば、地域づくりはもとより、地域の維持も困難となるとの危機感を持つ必要がある。他の地域と差別化された価

値・魅力を創造し、地域の人々が地域に愛着と誇りを持てるよう、各地域の主体的・総力的な取組を促進する。その際、行政の施策だけではなく、多様な民間主体を主たる担い手として位置付け、その発意や活動による地域づくりを進めるべきである。国や地方公共団体は、自ら考え、具体的な取組を行うなど努力する地域に対し、自力では解決できない課題に係る必要な支援を進める。これまでの地域づくりの事例をみると、以下のように多様な民間主体の発意や活動を積極的に地域づくりに活かそうとする動きが始まっており、これらの取組への一層の支援を進める。

ア．地域資源の高付加価値化・ブランド化、複数資源の組合せの取組など、地域の持つ競争力の高い資源の発掘、再評価、磨き、活用、共有

イ．外部の人材や地域の多様な担い手の確保とその緩やかな組織化によるイノベーションの促進
ウ．地域の資金が地域に再投資される「資金の小さな循環」、CSR（企業の社会的責任）や個人の地域貢献意欲などによる「志」がある投資の推進を通じた資金の確保

エ．地域相互間の移動・交流の活性化や戦略的な地域間の連携

オ．地域の情報発信やコミュニティの再生・強化等への情報通信技術の活用

また、地域によっては、人口の減少、高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落が存在している。このような集落では、高齢者を始めとする住民の買い物、地域交通、医療・福祉等の日常生活や、水路の維持、冠婚葬祭等への対応に影響が生じているほか、地域の伝統文化の喪失、農用地や森林の荒廃、災害への対応力の低下など様々な問題の発生が懸念され、集落に安心して住むことが困難となるなどの状況に直面している。さらに、市町村合併の進展により、広域的な視点による行政やサービスの高度化・多様化など市町村の能力の強化が進む一方で、地理的に周辺にあるなど基礎的条件の厳しい集落では、住民ニーズの行政への反映が難しくなっているところもある。

このような状況の中では、すべての住民が地域社会とのつながり（縁・絆）を維持できるよう、住民の不安や要望を行政が継続的に把握する目配りが必要である。その上で、行政が情報の提供と住民との十分な意思疎通を講じながら、住民の発意や意向に基づき、例えば、中心・基幹集落への機能の統合・再編成などを含めた暮らしの将来像についての合意形成を図っていく。これに際しても、住民と行政が対峙する形でなく、地縁型のコミュニティなど多様な民間主体と行政が協働することが重要である。

第2部 分野別施策の基本的方向

第8章 「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策

行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域で協働するという「新たな公」に基づく地域づくりは、社会貢献による参加者の自己実現の達成や、地域への誇りと愛着の醸成にとどまらず、社会的サービスが多様化し、充実することによる地域全体にわたるQOL

（生活の質）の向上、人と物が動くことによる地域経済への波及効果、行財政資源の節約を始めとする社会的コストの軽減効果などの多面的な意義がある。このため、地球環境問題や人口構造・地域構造の変化を踏まえつつ、「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①「新たな公」の担い手確保とその環境整備を図ることにより、「新たな公」を基軸とする地域づくりを進める。
- ②道路や河川、港湾といった身近な国土基盤について、「新たな公」の考え方に立って、地域の住民、NPO、民間企業等の多様な主体の発意を活かしたマネジメントを実現する。
- ③「新たな公」の考え方に立って、多様な民間主体の発意・活動を積極的に地域づくりに活かす取組を進める。

第1節 「新たな公」の担い手確保とその活動環境整備

(1) 参加意識の醸成、体験機会の充実

「新たな公」による地域づくりを実現するためには、多様な民間主体、特に個人を、世代、性別、職業、国籍に関係なく、地域の担い手として育成し、確保することが不可欠である。その上で、多様な主体の相互連携・協働、民間主体の活動の継続を促す。このため、行政だけでなく民間も含めた様々なレベルにおいて、「新たな公」の多面的意義や住民組織への参加に対する意識の醸成を図り、担い手となる人材を育成する。具体的には、学校教育、地域活動等を通じて、あらゆる世代に対して、福祉、子育て、防犯・防災、居住環境等の身近な課題について住民が協力して解決することが生活の質の向上と社会全体の負担軽減に資することを啓発し、国民一人一人の意識の向上を図る。「新たな公」の担い手として、当面は団塊の世代への期待は大きい。一方で、今後、長期的に活動を継続していくためには、特に若年層の参加が不可欠である。若年層は社会への貢献意識が高まっている傾向がみられることから、これを活かすためにも、幼少期から青年期まで継続的に、段階に応じた多様なボランティア活動や地域活動の体験機会を提供し、体験を促す。これにより、活動への参加が自己の満足度を高め、それが次の参加意欲につながるという好循環の形成を目指す。

このほか、各地域で進められている「まちづくり塾」のような取組を通じて、「新たな公」の担い手となる人材を地域において育成することを促進する。さらに、公共施設管理を始め様々な社会サービスの提供に際して、住民、NPO、企業等の参加を促す仕掛けをシステムとして組み込むことにより、それらの多様な主体が社会サービスの担い手として参加することを促していく。

(2) 参加主体の拡大

個人の生活スタイルを重視する人等も参加しやすい仕組みとするために、強固な組織によらずに、立場や繁忙の違いに応じて様々な形態でかかわれる緩やかな組織とすることも必要である。また、環境分野など関心の高い分野を活動対象に加えるなど幅広い層の参加や活動の持続性を考慮することも必要である。特に、都市においては、通勤時間の長さ等から地域活動等に参加する時間的な余裕が少ないことや転出入が多いこと等の都市の生活様式の特長も踏まえて、多くの住民が参加しやすくなるように、イベント形式などの工夫が求められる。

さらに、活動への参加が自営業、退職後の高齢者、専業主婦等の比較的、地域での活動時間を確保しやすい人にとどまるのではなく、企業に勤めている人の参加を容易にするために、休暇制度、兼業制限のあり方を検討する。

一方、住民にとって最も身近に「新たな公」として活動できる組織である自治会、PTA、商店会等の地縁型のコミュニティにも期待すべきである。しかしながら、地縁型のコミュニティは、都市において衰退し、農山漁村等においても高齢化や人口減少等によりその活動が停滞しているものもみられる。このため、例えば、より緩やかな参加形態の組織としたり、NPO等の支援を受けることにより参加者の負担軽減を図るなど、時代の要請にあった工夫を行い、その再生、活性化を促す。

特に、中山間地域など、従来からの集落を単位とした地縁型のコミュニティが水路の維持や冠婚葬祭等の地域活動の主要な役割を担ってきた地域においては、その活動の停滞により、地域の維持さえも困難な状況になりつつあるところもある。このため、従来の地縁型のコミュニティを中心として、近隣集落、事業者、NPO等の集落内外の多様な主体と連携を図りながら、新たな協働の仕組みを構築することを促すこととし、行政もこれを適切に支援する。

(3) 多様な主体の活動環境の整備

行政は、多様な民間主体が情報を共有するために率先して情報公開を行うとともに、主体間相互の信頼感等の醸成に取り組む。その際、これらを支援する情報通信技術の利用環境の整備などを行う。

さらに、民間主体による継続的なサービス提供を可能にするためには、サービス受益者等から適正な対価が支払われることが必要な場合がある。それに加えて、様々な環境整備を行うこと、特に住民等による資金面での支援を促す仕組みの検討が必要である。多様な民間主体の活動に、「新たな公」としての公共的価値が見いだせる場合には、その活動基盤を支えるという観点から、活動の立ち上げを、行政が積極的に支援していくことも検討する。

また、多様な民間主体の活動を一定の目的に向けて総合化したり、それら同士の間やそれらと行政との間の相互理解を促進するためには、行政を含む各主体のいずれに対しても対等に渡り合える中間的な支援組織が必要となる場合がある。中間的な支援組織には、このほか、各主体に対する組織運営等に対する助言、資金調達面や技術面での支援という役割もある。さらに、活動の理念等を共有する主体が地域を越えて連携・協働することも、共通の課題を解決する上で有効である。行政は、このような中間的な支援組織が育成されるよう環境整備を行うとともに、当該組織を担う人材の育成等も行うことが必要である。中間的な支援組織の形態としては、例えば、地縁型のコミュニティ、NPO、企業、行政等がそれぞれ対等の立場で参画して共同組織を形成したり、大学等の専門家や地域外の人材を活用するなど、地域ごとの実情に応じた選択を行う。

第2節 多様な主体による国土基盤のマネジメント

道路や河川、港湾といった身近な国土基盤は、地域の住民や民間企業等が日常生活や企業活動を通じて守ってきた共有の財産であり、国土を形成する上で重要な役割を果たしてきた。しかしながら戦後の復興期や高度成長期における急速な量的拡大の結果、一部の施設には機能の陳腐化、遊休化、効率性優先で画一的なデザインに起因する景観悪化がもたらされた。またこれらの施設の老朽化に対応するための維持更新投資の増大が予想されているほか、国土基盤を共有物と

して大切に維持し、活用していこうという地域住民等の利害関係者（ステークホルダー）意識の希薄化が懸念される。

このような時代背景の下、身近な国土基盤のマネジメントにおいては、今後、地域の住民やNPO、民間企業等の多様な主体の発意を活かし、アメニティに優れた道づくりや暮らしやすい地域づくり、地域の振興等に結びつけていくことが重要である。このため、施設等を所有する国や地方公共団体等が管理する責任を有することを基本としつつも、地域住民等のステークホルダーとしての意識やCSR（企業の社会的責任）の精神に立脚して、「新たな公」の視点を活かしつつ多様な主体が多様な観点に立ち自発的、積極的に参画する国土基盤マネジメントを拡大していくことが求められる。

国や地方公共団体等は、国土基盤ストックのアセットマネジメントを的確に実施するとともに、担い手となる民間主体が自らの創意工夫を凝らして国土基盤の効用を最大限に引き出す機会を拡大していくことができるよう、担い手の果たすべき役割を契約上明確化する等により参加型マネジメントの枠組み整備を進めていく。

第3節 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

各地域が、以下の点に留意しつつ、多様な民間主体の発意・活動を重視して行う自助努力の取組等を通じて、多様な価値と魅力を持つ地域づくりの実現を図る。

（1）地域資源の活用と情報発信

地域づくりの基礎となる地域資源には、自然環境、文化など多様なものがあり、これらにも着目した上で、外部からの客観的視点の導入を図りつつ、競争力の高い資源を発掘し、再評価し、磨きをかけて活用につなげるとともに、これらを地域内で共有し、外部への発信を図る。例えば、中小都市や中山間地域等では、ゆとりある居住環境や豊かな自然を享受できる地域であることを踏まえ、その地域の有する価値を再認識し、固有の資源を活用することでその魅力を更に高め、多自然居住地域の創造にもつなげていくことが可能である。

地域資源の活用にあたっては、大学、企業、研究機関などとの具体的な連携による外部からの技術・ノウハウの導入や、1次産業の2次産業・3次産業との複合化（6次産業化）等を通じて、地域資源の高付加価値化、ブランド化、他地域との差異化を進める。また、その地域資源の特性等に応じて、顔の見える地域レベル、都市と農村を含むより広域のレベル、全国レベル、海外への展開などの戦略の構築を図る。

地域の個性や魅力、それらを活かした地域づくりの取組を外部に発信するにあたっては、情報通信技術が地域の空間的・距離的な不利性を克服する有力な手段となり得る。情報通信技術を活用し、広域レベル・全国レベルでの積極的な情報発信・情報交流・ネットワーク形成を促進する。このような取組により、地域への定期的な訪問・産品購入等を行う外部サポーターの確保・活用を図る。また、地域による直接の国際的な連携を進めるため、海外への地域の情報発信や交流にも努める。

（2）地域づくりの多様な担い手の確保と緩やかな組織化

地域づくりに当たっては、経験・ノウハウ等を有する団塊の世代を始めとする地域外部の専門的能力を持った人材の活用など、外に開かれた取組を進める。既に、地域の高齢者や女性の地域づくりへの参加がみられるが、今後の全国的な人口減少と高齢化の進展を踏まえ、NPOやボランティア・コミュニティ活動への柔軟な参加形態を工夫しつつ、若者や地域外へ通勤する住民、地域に居住する外国人なども含めた幅広い主体を地域づくりの担い手として巻き込み、生きがいを感じながら活動できる状況の創出を更に促進する。このような活動の機会を提供することにより、地域づくりの担い手となる人材の育成につなげていく。

また、世代や国籍を超えた地域内のコミュニケーションの強化を図るとともに、セミナー、ワークショップ、シンポジウムの開催や、地元の各界で活躍している地域づくりの核となる人材が一堂に会する協議組織の編成を通じて、企業、NPO、地域住民、外部の人材など多様な主体の緩やかな組織化を進める。こうした取組により、地域内の多様な主体が交わることによるイノベーションを促す。

地域のコミュニティの再生・強化に当たっては、情報通信技術の活用が有効である。この際、地域レベルならではの顔の見える関係も活かしつつ、情報通信技術を活用したより温かい関係の構築を図る。

地域における情報通信技術の活用のため、携帯電話の不感地域やブロードバンド未提供地域の解消などを進めていく。女性や高齢者を含めたすべての地域住民の情報通信技術の活用能力の更なる向上に向けた取組を促進する。

(3) 「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」の推進等による資金の確保

地域づくりを進めるに当たっては、その活動のための資金の確保が重要な課題である。一方で、地方銀行等に預けられている地域の個人金融資産のうち、同じ地域に投資されている割合は決して多くない。このため、地域への外部からの投資に加え、地域の資金が出し手の実感をともないつつ地域に再投資される仕組みの形成など、資金の「小さな循環」の視点を通じた資金の確保を図る。

地域の企業やコミュニティ・ビジネス等に対する融資については、貸し手側は事業遂行能力・返済能力の判断に必ずしも習熟していない、借り手側は審査に要する情報提示を十分行うことができないなど、双方の問題がある。このため、貸し手側と借り手側の継続的な情報共有関係を活かした地域密着型金融を促進する。その際、コミュニティの相互保証性を活かしたコミュニティ・クレジットなどの新たなスキームの活用を含め、様々な工夫を図ることが期待される。また、既存金融機関や専門的人材による地域の金融機関の審査能力の補完（テクニカル・アシスタンス）の積極的な活用を図る。

また、普及しつつあるCSRの精神を地域に向けて発揮させることや、地域出身者、地域在住者などの個人の持つ地域貢献意欲を顕在化させることを通じた資金の確保、いわば「『志』ある投資」を進めることが有効である。このため、こうした地域への貢献に向けた機運の醸成を図るほか、具体的にこれらの地域貢献意欲を顕在化させるため、行政による直接的・間接的支援も含めた民間の資金供給を促すような環境を整えつつ、地域づくり活動への寄付を促進する仕組み、企業の従業員の寄付に企業が上乘せ寄付を行うマッチングギフトなど企業と従業員が共同で地域

に貢献する仕組み、事業を特定して購入者を募集するミニ公募債、NPOバンク、コミュニティファンド、まちづくりファンド等の組成など、様々な工夫を促す。

（４）地域づくりにおける行政の役割

地域づくりにおける行政の役割は、工場誘致など自ら行う取組を中心としたものから民間主体の発意やビジネスマインドを誘導・サポートすることを重視する方向に切り替わる。市町村は多様な民間主体との協働を推進するとともに、幅広い住民サービスを担う。都道府県は市町村の圏域を超える広域的な業務を担う。国は、画一的な支援ではなく、都道府県、市町村と連携を図りながら、新たな地域社会像の形成の誘導・支援や、地域の知恵と工夫により地域戦略の独自性を高める競争の環境整備へと軸足を移していく。また、それらのためには、具体的な地域間の移動・交流ニーズへのボトルネックが発生しないよう、広域的な交通・情報サービスの確保なども求められる。さらに、省庁等の連携による地域の活性化に関する相談体制の整備を図る。

一方、人口の減少・高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落では、高齢者単身世帯の増加、コミュニティ機能の低下などにより、住民と地域とのかかわりが希薄になりがちであるので、集落における居住の実態や住民の不安・要望を行政が継続的に把握する目配りが必要である。その上で、行政は、例えば、中心・基幹集落への機能の統合・再編成などを含めた暮らしの将来像について住民との間で合意形成を図りつつ、公共的な投資・土地利用のあり方の検討を行うとともに、医療・福祉サービスや生活物資を届けるサービスの確保など地域住民の需要に応じて暮らしを支えるサービスの提供、豪雪地帯における雪処理方策の確保など防災上特に危険な集落への対策、集落の有する固有の伝統文化・風俗慣習などの継承等について民間の力も活かしつつ必要な支援を行う。また、資源管理水準が著しく低下した家屋・宅地・農用地・森林等について、国土保全等の観点から、管理・活用を図るための一定の工夫・仕組みの検討や必要な支援を行っていく。

さらに、地理的、自然的、社会的条件の不利性の大きな地域については、当該地域の実情に応じた後押しも、国などの役割である。以上のように、行政が自らの役割を自覚し、その役割を的確に果たすことにより、多様な民間主体の発意・活動が活性化され、「新たな公」による地域づくりの促進につながると期待される。

第二次国土形成計画（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）（抜粋）

第 1 部 計画の基本的考え方

第 3 章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第 3 節 国土づくりを支える参画と連携

（1）地域を支える担い手の育成等

人口減少が進む中で、個性ある地域づくりを進めていくためには、国が示した処方箋を地域が受け身で実施するのではなく、地域がそれぞれの特性を踏まえて自ら考え、地域づくりに取り組んでいく必要があり、各地域において地域を支える担い手をいかにして育成、確保するかが重要な課題である。特に、少子化と高齢化、人口の転出超過が続き、生産年齢人口が減少している地域では、地域を支える担い手を戦略的に育成することが必要となってくる。

（地域を支える担い手の育成等）

地域を支える担い手の育成においては、それぞれの地域の実情がよくわかっているその地域にある大学、専門学校、専門高校等の教育機関が果たす役割が大きい。時代の変化や地域社会のニーズを踏まえ、地域の教育機関も個性を磨き、地域での就職に結びつくような実践的教育や、地域の個性を活かす教育、専門技術を磨く教育等により、地域に貢献する人材を育成することが期待される。そのような教育を行うことができる教育者の確保も重要である。

地域外の大学等を卒業するなど地域外で勉強や経験を積んだ若者が地域に戻って活躍するなど、地域間でのヒトの「対流」による担い手の育成も重要である。また、地域住民が主体となり、社会教育施設等における学習活動等を通じて、地域課題の解決やコミュニティの再生を実現する取組を推進する。

優秀な人材を確保し続けるためには、このようにして育成された人材について、地域づくりに取り組んだ経歴が評価され、将来に向けたキャリアパスが形成されるような仕組みづくりを進めていく必要がある。

さらに、経営、管理、ICT等の分野で仕事を通じて培ったスキルや知識、経験を活かして、社会的・公共的な目的のために活動する専門家、いわゆるプロボノ人材が活動しやすい環境の整備も重要である。

（「若者希望社会」の形成）

地域社会が持続可能であるためには、若い世代が希望を持って地域で働き、生活することができる地域づくりを行っていく必要がある。このため、地域における教育、雇用、生活等の面での環境整備を進めるとともに、高齢者の智恵と経験を受け継ぐなど、世代間の交流の中で若い世代が主体となって、自らの希望を実現するための地域づくりに取り組むことを支援することが重要である。

また、現場で働く若者が希望を持てるように、就労環境の整備、安心してキャリアアップできる道筋の明確化、技術者や技能者の処遇の改善等を進めるとともに、職人が尊敬される社会の構築等も必要である。

（「女性活躍社会」の実現）

性別にかかわらず持つ能力を十分に発揮できる社会を築く観点から、女性が活躍できる社会を実現することが必要である。我が国では欧米に比べ、出産等を機会に離職する女性の割合が高いこともあって、子どもを持つ女性の就業率が低い。出産後もキャリアアップを目指す女性がその希望を実現できるよう、女性が働きやすく、働きながら安心して子どもを産み育てられる「女性活躍社会」の実現を目指す。

このため、国土形成の観点から、住居、職場、保育施設等が近接するまちづくり、地域で子育てを支援するまちづくり等を進めるとともに、テレワークの推進等による就業環境の整備を図る。

これに加え、女性の起業を促進することが重要であり、女性自らが仕事と子育てを両立する働き方を実践することで、それが若い世代の希望につながることも期待できる。

（「高齢者参画社会」の推進）

高齢化の進行自体は問題ではなく、「健康・長寿」の社会を目指す必要がある。70代前半までの要介護認定率は6%に過ぎず、70代以降も元気な限り働きたいという意欲を持つ高齢者は数多く存在する。このような高齢者の希望を実現し、社会に貢献する「生涯現役」の「高齢者参画社会」の実現を目指す。

このため、健康増進に資するまちづくりを行うとともに、高齢者の有する経験、専門知識等が発揮できる就業の場をマッチングするための仕組みを確立することが重要である。例えば、高齢者の持つ豊かな経験やコミュニケーション能力を活かした総合力が必要な業務への就業や、若者の活動を支援することによる技術力の伝承等が考えられる。特に、大都市周辺部に居住する退職者が今後増加すると見込まれることから、このような退職者の持つ経験、知識等を地方の地域づくりに活用することが重要であり、そのための参画の場づくりを進める。

また、地方に居住する高齢者についても、産業面や食文化等における熟練した技術等が地域の個性を形成するなど、地域づくりに貢献することが考えられ、高齢者の参画が重要である。

（「障害者共生社会」の実現）

地域社会において、住民がその障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができ、また障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、能力を最大限発揮し得る「障害者共生社会」の実現を目指す。このため、障害者が身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を進めるとともに、障害者の雇用の促進及び就労支援の充実を図る。さらに、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するなど、障害者に配慮したまちづくりを推進する。

（2）共助社会づくり

共助社会とは、地域の課題に対応し地域の活性化を図っていくために、共助の精神によって、住民が主体的に支え合う活動を行っている活力ある社会である。2008年7月策定の国土形成計画において提唱した「新たな公」は、多様な主体が、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む

私の領域や、公と私の中間的な領域にその活動を広げ、地域住民の生活を支え、地域活動を維持する機能を果たしていくという考え方であり、その後、その取組が拡大し、その担い手も多様化してきている。共助社会づくりでは、自助、自立を第一としつつも、自助、共助、公助のバランスが取れている必要があるが、人口減少が進み、また公助については財政的制約がある中で、共助に期待される分野が拡大してきており、共助社会づくりを進めていく必要がある。その際、ボランティア活動だけではなく、事業化が可能なものは収益性のある事業・活動（ソーシャルビジネス）として地域の課題の解決を図るという視点が重要である。

（共助社会づくりにおける多様な主体の形成）

共助社会づくりにおいては、担い手となる多様な主体の育成と環境整備が重要である。このため、事業活動の主体として医療・介護・福祉、給食、見守り、子育て等の多様な日常生活支援サービス産業の育成や、地域の課題を発見して解決するソーシャルビジネスの起業の推進等を進めるとともに、担い手による自由な活動が確保できる環境を整備する。

共助社会づくりを行う主体の活動の継続性を実現するためには、人材の育成・確保、資金調達の仕組みづくり等が必要となる。活動を担う人材については、企業OBを始めとする都市住民の豊かな知識・経験の活用も進める必要がある。このため、マッチングの仕組みを構築することや、二地域生活・就労を推進し、ライフスタイルやライフステージに応じて、生活や就労の場を都市と地方で行き来することができる社会を実現すること等の取組が期待される。また、資金提供の仕組みについては、クラウドファンディング等、不特定多数の者からの資金調達手法の仕組みづくりや寄付文化の醸成等を進める。

さらに、共助社会づくりを行う主体を支援する、中間支援組織としてのプラットフォームの構築を進めるとともに、多様な主体と地域の企業等が人材交流を進めるなど、地域と企業等の協働による共助社会づくりの推進を図る。また、様々な地域の課題に多様なソーシャルビジネスの事業活動を通じて取り組む地域自立的な組織等への支援を推進する。

（ヒトの「対流」を活用した共助社会づくり）

共助社会づくりを考えるに当たっては、現在その地域に居住する住民だけでなく、例えばお盆と年末年始には帰省する、また週末には親の介護のために実家に戻るなど、地域外に居住する家族と地域の対流の視点、すなわち地域外の力を活用することが重要である。また、近年の若者、女性等の「田園回帰」の傾向を地域づくりに活かすため、「田舎暮らし」を受け入れる開かれた地域社会を構築することが必要である。

（コミュニティの再生、新たなコミュニティづくり）

コミュニティは住民による地域づくりの基礎となる単位であり、地域の文化、伝統を継承し、地域の個性や住民の地域に対する愛着を醸成するものである。このため、都市化、近代化等の過程で弱体化した地域のコミュニティを再生していく。また、住民の頻繁な流入がある地域、移住、二地域居住、二地域生活・就労等ヒトの対流が進んだ地域等では新たなコミュニティづくり（コミュニティの創生）を進める。これにより、世代間、地域間の「対流」が促進され、地域の

絆が復活する。子育てや介護を地域で支えることが可能となり、少子化対策、高齢化対策としても有効である。また、高齢者から子どもに生きるための知恵が継承され地域社会の教育力の向上にも資する。

なお、人口減少社会におけるコミュニティのあり方として、コミュニティが担っていた一部の機能について、共助社会づくりにおける多様な主体を活用して維持、向上することも有効である。

(出産・子育ての環境整備)

性別にかかわらず仕事と子育てを両立できるよう、働き方やキャリア形成の変革等の環境の整備を図る。多様なライフスタイル、家族構成に対応した子育て環境を整備することが重要であり、この際、子どもの視点からの対応も必要である。また、三世同居・近居の推進や、職住近接、テレワークの推進等を進める。

第2部 分野別施策の基本的方向

第9章 多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策

2008年7月策定の国土形成計画において「新たな公」による地域づくりを提唱し、行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私の中間的な領域で協働する取組を推進することとした。この取組は、その後更に深化、多様化しており、「共助社会づくり」が進展してきている。

一方、本格的な人口減少時代を迎え、地域社会における課題解決のための担い手の不足、コミュニティの弱体化等の問題が顕在化している地域も存在する。多様化、複雑化する地域社会の諸課題に対する処方箋は地域の特性に応じて多様であり、行政中心の取組だけでなく、地域住民、企業等様々な地域社会の担い手が主体的に参画し、ともに課題を解決する共助社会づくりを更に進める必要がある。共助の精神は、コミュニティの力を向上させ、地域社会が抱える諸課題の解決に向けた大きな原動力となることが期待される。

また、このような取組を通じて、住民一人一人が、地域における課題を認識するとともに、地域における地域資源を見つめ直し、時間をかけてそれを磨き上げていくことにより、多様性を持った魅力的な地域社会が形成され、対流が促進されることが期待される。

第1章から第8章において、対流促進型国土の形成のための基本的施策を政策分野別に示した。都市、地方にかかわらず、地域に暮らす人々や様々な主体が、共助の精神の下で、地域の担い手として積極的に地域づくりにかかわり、特色ある資源を活用しながら地域を磨き、また持続可能なコミュニティを形成し、安心して住み続けることができること、さらに、人々が多様な地域や世代を超えて対流することにより、新たな価値が創造され、イノベーションが生まれ、内発的發展につながることで、対流促進型国土の形成に向けて、目指すべき地域社会の姿である。

このような地域社会を目指し、地域が主体的に取り組むためには、担い手の育成・確保が重要である。換言すれば、担い手の育成・確保が対流促進型国土形成の基本であると言える。人口減少が進む中で、地域がこのような担い手を確保することはますます困難となると予想されることから、地域内の人材だけでなく、地域外も含めて、戦略的に担い手の育成・確保を進めていくこ

とが必要であり、また担い手の育成は時間のかかる取組であるため、計画的に取り組むことも必要である。

以上を踏まえ、共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①地域を支える担い手の育成と共助社会づくり
- ②多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり

第1節 地域を支える担い手の育成と共助社会づくり

(1) 地域を支える担い手の育成・確保

地域社会における課題解決のため、地域を支える担い手をいかに育成・確保するかが重要である。互いに支え合い、多様な主体による有機的な結び付きを構築し、ともに課題を解決していくという共助の精神の下、担い手の最も基本的な単位である個人が、地域社会に対して積極的なかわりを持つことが求められる。そのためには、まず、地域に住む一人一人の住民自身が、地域における学習や対話を通じて、地域社会に存在する多種多様な課題の存在を認識するとともに、自身が地域社会を支え、また地域社会から恩恵を受けているという、社会の構成員としての当事者意識を持つことが必要である。地方大学において、地域との協働を専門とする学部の設置等の取組がみられるが、地域の課題を見つけ出し、解決策を企画し、実行できる人材を育成するため、地域の教育機関を活用する。

また、地域内外の多様な人材を地域づくりに活用するため、地域の出身者、近隣に住む家族等地域にかかわりを持つ人々のほか、地域おこし協力隊等外部人材の活用を図る。外部人材の活用は、地域に存在する資源についての新たな気づきを生み出すなどの効果も期待される。

さらに、二地域居住、二地域生活・就労等を進め、地域の産業を継承する人材、小さな拠点で提供するサービス等の運営を担うことのできる人材、専門知識を活かして地域の課題に取り組むプロボノ人材等の確保を図る。

優秀な人材の確保のため、地域づくりに取り組んだ経歴が評価され、地域での雇用に結び付くなど、将来に向けたキャリアパスが形成されるような仕組みづくりを進める。地域の課題を解決し、地域発イノベーションを創出するためには、地域の現状を把握し将来を見通すことによって、地域に眠る情報や資源を見付け出すとともに、それを活用できる人材に結びつけることが必要である。このため、このようなコーディネート人材の育成を進めるとともに、郵便や荷物の配達人等「地域を歩く人」の持つ地域の詳細な情報に目を向け、必要な時に「歩く人」の持つ情報を活用することも重要である。

(2) 参加主体の拡大と多様な主体の活動環境の整備

共助社会づくりに当たっては、ボランティア活動だけでなく、NPO、企業、金融機関、教育機関等多様な主体の参画を進め、その活動環境を整える必要がある。

従来から地域に存在する自治会等の地縁型コミュニティは、都市においては衰退し、農山漁村においてはその活動が停滞しているものもみられるが、地域の実情に応じ、その再生、活性化を

図り、新たなコミュニティづくりに取り組む。これに加え、NPO等の民間団体が自由に活動できる環境を整備する。

近年、地域と大学や専門学校が連携して地域活動に取り組む事例が増加している。大学等が、社会に貢献する人材の育成や、地域の連携拠点としての機能を果たし、また、大学等や大学生と地域のかかわりが継続的な活動につながるよう、その取組を促進する。さらに、地域と企業や金融機関が連携して人材育成のノウハウを共有するなど、新しい発想に立った取組を進める。

また、女性、若者、高齢者、障害者等多様な人材について、NPO等の活動を通じて、地域づくりの担い手としての参画を進める。

なお、行政は、地域づくりに参画する様々な主体を、単に不足する担い手を代替するものとしてとらえるのではなく、お互いの持つ特性を活かす形で協働し、いわばWIN-WINの関係を構築することが極めて重要である。

第2節 多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり

(1) 地域磨きと地域資源の情報発信

地域には、様々な課題が存在する一方で、それぞれ多様な地域資源や伝統文化が存在する。多様な地域資源が磨き上げられることにより、地域ごとの多彩な発展の可能性が生まれてくる。このためには、住民自身が地域の資源の良さを認識することにより、地域に誇りを持つことのできる環境をつくり上げることが必要である。そのための手段として、地元学の取組、ワークショップ等を活用し、地域住民の地域づくりへの主体的な参画を促すことが有効であり、このことは、ふるさとへの愛着や、郷土愛の醸成にもつながるものである。

地域が多様な個性を持ち、いわば顔の見える地域としてそれぞれの魅力を発信することにより、地域に興味を持ち、対流を深めようとする、いわば地域のファンとも言える人材を増やしていく。

特に、近年進展が著しいソーシャルメディア等も活用し、国内の各地域や海外へとその情報を発信することが有効であり、そのような取組を促進する。

(2) 地域内循環による資金の確保とソーシャルビジネスの推進

地域社会が持続的であるためには、安定的な定住人口を確保することに加え、地域に存在する地域資源を活用することにより、地域外からの購入を減らし、地域外へ販売することを通じて、これまで地域外に流出していた資金を取り戻し、地域に再投資、循環させる仕組みの構築が有効である。

また、企業のCSRの一環としての社会貢献活動及び自社の事業を通じて一定の収益を確保しながら消費者、従業員、株主、地域住民等が求める様々な社会的課題を解決していく取組(CSV)の促進や、ふるさと納税等の活用により、地域住民、地域の出身者等の地域貢献意欲を顕在化させることを通じた資金の確保を進める。

クラウドファンディング等不特定多数の者からの資金調達手法の仕組みづくり、寄付文化の醸成等を進める。さらに、共助社会づくりを行う主体を支援する中間支援組織としてのプラットフォームの構築を図る。

地域を支える活動の実施に当たっては、事業の継続性の観点から、ボランティア活動に依存するだけでなく、事業化が可能なものは収益性のある事業（ソーシャルビジネス）として課題の解決を図るという視点が重要であり、地域における雇用の創出や、資金の地域内循環の促進にも資することから、幅広い分野において、様々な主体によるこのような取組を推進する。

（３）地域の内発的発展と行政の役割

地域づくりに当たっては、外部から画一的な取組を押しつけることなく、たとえ時間がかかっても、地域住民等が合意形成に向けて話し合いを繰り返し、自らの意思で立ち上がるというプロセスが重要である。一人一人が当事者意識を持ち、地域の産業、技術、人材等の資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展を実現させることが期待される。

市町村は、地域住民のニーズを的確に把握し、多様な主体と協働して地域づくりを行う。都道府県は、市町村と連携するとともに、市町村の圏域を超える広域的な見地からの業務を行う。国は、都道府県及び市町村と連携しながら、地域の個性を重視した必要な支援を行うとともに、広域的な見地からの交通・情報ネットワークの確保等の対応を進める。その際、関係府省の連携により、ワンストップで地域の要望等に対応できるよう体制の整備を図る。

人口減少や高齢化が著しく、維持、存続が危ぶまれる集落においては、小さな拠点づくり等の取組が進められているところであるが、国は引き続きその実情を把握するとともに、この取組を支える人材の確保方策、組織のあり方等について検討する。さらに、地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域については、当該地域の主体的な取組を尊重した上で、その実情に応じた支援を行う。